

「小樽市認知症カフェ（小樽オレンジかふえ）」 運営団体に補助金を交付します

小樽市は、認知症の人を支える家族の介護負担の軽減を図るため、①認知症の人とその家族が安心して参加できる場、②認知症の人やその家族が同じ立場にある人と出会う場、③地域の人々が認知症について正しい理解を深め認知症の人を温かく見守る場、④認知症に携わる専門職が認知症の人とその家族にふれあうことができる場を目指して、「小樽市認知症カフェ（通称：小樽オレンジかふえ）」を開催します。地域における「小樽オレンジかふえ」の複数の開催を目指し、下記の要件を満たす運営団体に補助金を交付します。

| | |
|--------|---|
| 応募資格 | <p>次に掲げる（１）～（１０）の全てを満たすこと</p> <p>（１）市内に所在する医療法人、社会福祉法人、NPO法人、法人格をもたないその他の団体であって、認知症に関する活動実績がある又は継続的な活動が見込まれる団体。</p> <p>（２）認知症ケアの経験のある専門職（看護師、介護福祉士等）の資格を有する者１名以上の人員確保が可能な団体。</p> <p>（３）認知症カフェを現に開催している団体又は補助金の交付申請をした日から１か月以内に開催が可能な団体。</p> <p>（４）おおむね２か月に１回以上の頻度でカフェを実施し、１回あたり２時間程度開催できる団体。</p> <p>（５）認知症カフェの参加費は無料とする（ただし、飲食実費相当の費用を参加者から徴収することはできる）。</p> <p>（６）認知症カフェの目的を理解し仕様書や事業計画に基づき事業を実施できる団体。</p> <p>（７）認知症カフェ参加者の安心と安全を確保できる団体。</p> <p>（８）政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。</p> <p>（９）営利を目的とする団体又は特定の団体若しくは個人のための利益に寄与する団体でないこと。</p> <p>（１０）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第２条第２項の掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。</p> |
| 補助金の交付 | 認知症カフェ１か所につき６万円を上限とします。（予算を超えた時点で受付を終了します）※詳細は、小樽市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱、仕様書を御参照ください。 |
| 公募会場 | 各地域包括支援センター圏域に２～３か所とし、市内全域で１２か所程度とします。 |
| 実施期間 | 令和３年４月１日～令和４年３月３１日 |
| 応募方法 | 必要書類を市ホームページからダウンロードし、福祉総合相談室窓口に提出してください。なお、応募書類は返却できません。 |
| 受付開始 | 令和３年４月１日（木） |
| 選考 | 応募資格、応募会場数、運営場所、申請書の内容等により決定し、選考結果は全ての応募者に郵送でお知らせします。 |

＜事業の問合せ先＞

小樽市福祉保険部福祉総合相談室

電話 32-4111（内線 313） FAX 22-6915